

国道56号 大原町・朝倉南地区電線共同溝
PFI事業

業績等の監視及び改善要求措置要領

令和5年9月

国土交通省四国地方整備局

第1. 基本的な考え方

1. 業績等の監視の基本的考え方

本事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置として、本事業の実施に関する各業務の業績及び実施状況（以下「業績等」という。）については、事業者自らが確認及び管理する。各業務の業績等が「要求水準書」（入札説明書 添付2）及び提案資料（「事業契約書（案）」（入札説明書 添付1）別紙2の用語の定義に定める事業計画書をいう。）に定める要求水準（以下「要求水準」という。）を達成していること又は達成しないおそれがある場合には、事業者自らが本事業の各業務を実施する企業に対して改善要求を行い、要求水準を満たすようにする。

四国地方整備局は、事業者による確認結果等を監視することにより、要求水準の達成状況を確認する。

2. 改善要求措置等の基本的考え方

四国地方整備局は、事業者による業績等を監視した結果、事業者の責めに帰する事由により業績等が要求水準を達成していない、又は要求水準を達成しないおそれがあると判断した場合に、これを業務不履行として、事業者に対し改善勧告、支払の減額等の改善要求措置や契約解除等の措置（以下、改善勧告以降を総称して「改善要求措置等」という。）を行う。改善要求措置等は、その業務不履行によって生じる各機能の麻痺又は各機能に与える支障の大きさ、ならびに同一の業務不履行が繰り返される等の重要度に応じて行うものとする。

業務不履行に対する支払の減額は、「事業費の算定及び支払方法」（入札説明書 添付6）に示す内訳に従い減額する。

3. 業績等の監視及び改善要求措置等の構成

業績等の監視及び改善要求措置等は、以下のように構成される。

- ・ 財務状況に関する業績等の監視及び改善要求措置等
- ・ 整備業務に関する業績等の監視及び改善要求措置等
- ・ 維持管理業務に関する業績等の監視及び改善要求措置等
- ・ 事業終了時における業績等の監視及び改善要求措置等

第2. 財務状況に関する業績等の監視及び改善要求措置等

1. 業績等の監視方法

(1) 監視項目及び判断基準

四国地方整備局は、事業者の事業体制及び事業収支等の財務状況に関して、事業者が安定的かつ継続的に本事業を遂行できる状況にあるかどうかを確認する。

(2) 確認方法

確認方法は書類によるものを基本とするが、必要に応じて事業者等に聞き取り調査を行う場合がある。

① 書類による確認

事業者は以下の提出書類を、それぞれの提出期限までに四国地方整備局に提出する。

- ・ 財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の財務諸表関連の書類）：各支払に対応する業務履行期間終了後 20 日以内
- ・ 上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等：同上
- ・ SPC の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む）：各事業年度の最終日より 3 か月以内
- ・ SPC が締結する契約書類の写し（四国地方整備局と締結する事業契約を除く）：契約締結日の 14 日前まで、及び契約締結後
- ・ SPC の株主総会及び取締役会議時要旨：各会実施日から 14 日以内

※ S P C を設立しない場合は、独立した経理（プロジェクト会計）を行うこととし、キャッシュフロー計算書等の財務諸表関連等の書類及び事業報告書を作成し、提出すること。

また、四国地方整備局は、事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある場合など、必要に応じて追加の財務状況等に係る書類の提出、報告を求めることができる。

② 聞き取りによる確認

四国地方整備局は、書類による確認を行った結果、必要と認める場合は専門家等による聞き取り調査を実施することができる。

2. 改善要求措置等

(1) 改善勧告等

① 改善勧告

四国地方整備局は業績等を監視した結果、事業者の実施体制又は事業収支等の財務状況に関して事業者が安定的かつ継続的に本事業を遂行できる状況でないと判断した場合は、事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

② 改善・復旧計画書の作成及び確認

事業者は、四国地方整備局からの改善勧告に基づき、直ちに事業体制及び事業収支等の財務状況を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、四国地方整備局に提出する。

四国地方整備局は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、事業体制又は事業収支等の財務状況の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、事業体制又は事業収支等の財務状況が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は、改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、四国地方整備局に報告する。四国地方整備局は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記第2. 2. (1) ①の改善勧告の手続きに戻る。

(2) 契約解除

四国地方整備局は、前述2. (1)の手続きを繰り返しても事業体制又は事業収支等の財務状況の改善・復旧が明らかに困難と認められた場合、事業者の債務不履行と判断して、本契約の解除を行うことができる。

第3. 整備業務に関する業績等の監視及び改善要求措置等

1. 業績等の監視方法

(1) 監視項目及び判断基準

調査・設計業務、工事業務及び工事監理業務について、本施設の要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているか、事業者は自らが確認した結果を四国地方整備局に報告し、四国地方整備局は要求水準の達成状況を確認する。

監視項目及び判断基準は、原則として要求水準による。

(2) 確認方法

① 書類による確認

事業者は、以下の提出書類を、それぞれの提出時期までに四国地方整備局に提出する。提出書類は、四国地方整備局の確認に必要な十分な時間の余裕をもって提出する。

表1 提出する書類及び時期（整備業務）

| | 提出書類 | 提出時期 |
|---|--|--|
| ① | 設計図書 | 工事着手前まで |
| ② | 施工計画書（工事全体工程表を含む。工事監理者による確認を受けたもの） | 工事着手前まで |
| ③ | 工事監理業務報告書 | 工事着工後、工事着手月から施設引渡し月まで毎月末の営業日まで、その他業務の進捗に応じた必要な時期 |
| ④ | 進捗状況報告書（工事企業の監理技術者又は主任技術者が作成し、工事監理企業による確認を受けたもの） | 工事着工後、引渡しまで毎月末の営業日まで |
| ⑤ | 工事完成図書 | 本施設の引渡し日 |

また、四国地方整備局は必要に応じて整備業務に係る追加の書類の提出を求めることができる。

② 実地における確認

ア 重点的な確認

各施工段階において、要求水準を満たさないことが完成（引渡）検査時点で発見することが困難である場合、又は発見できたとしてもその修補を行うことが経済的・時間的・技術的に極めて困難である場合、その他施工品質の確保のために特に重要な場合、四国地方整備局は、必要に応じて、品質等について設計図書に従っているか及び要求水準を満たしているかを事業者に報告を求める、又は自ら確認を行うことができる。

なお、四国地方整備局は、必要に応じて、事業者に対して、施工部分を最小限度破壊し、品質・性能を確認した結果の報告を求めることができる。その確認及び復旧に係る

費用は、事業者の負担とする。

イ その他の確認

その他必要に応じて、四国地方整備局は、実地による確認を行うことができる。

2. 改善要求措置等

(1) 改善勧告等

① 改善勧告

四国地方整備局は業績等を監視した結果、事業者の業務不履行と判断した場合は、事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

② 改善・復旧計画書の作成及び確認

事業者は、四国地方整備局からの改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状況を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、四国地方整備局に提出する。ただし、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合には、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処理をとるものとし、これを四国地方整備局に報告する。

四国地方整備局は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であることを確認する。なお、業務不履行の状況が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合には改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、四国地方整備局に報告する。

四国地方整備局は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前述第3. 2. (1) ①の改善勧告の手続きに戻る。

(2) 減額措置

四国地方整備局は、事業者の業務不履行があった場合、事業者の債務不履行と判断して、上記の改善勧告等の手続きと併行して、事業費の減額の措置をとる。詳細は第7. を参照のこと。

(3) 契約解除

四国地方整備局は、前記第3. 2. (1) から (2) の手続きを繰り返しても業務不履行

の状態の改善・復旧が明らかに困難であると認められた場合、事業者の債務不履行と判断して、本契約の解除を行うことができる。

第4. 維持管理業務に関する業績等の監視及び改善要求措置等

1. 業績等の監視方法

(1) 監視項目及び判断基準

維持管理業務について、業務の業績等が要求水準を達成しているか、事業者は自らが確認した結果を四国地方整備局に報告し、四国地方整備局は要求水準の達成状況を確認する。

監査項目及び判断基準は、原則として要求水準による。

(2) 確認方法

① 書類による確認

事業者は、次表の提出書類を、それぞれの提出時期までに四国地方整備局に提出する。

表2 提出する書類及び時期（維持管理）

| | 提出書類 | | 提出時期 |
|---|---------------------|----------|---------------------|
| ① | 業務計画書 | 業務計画書 | 業務開始予定日の前日まで |
| | | 年間業務計画書 | 当該事業年度が開始する日の1ヶ月前まで |
| ② | 業務報告書 | 管理台帳 | 業務開始後速やかに |
| | | 点検・補修記録 | 実施後速やかに |
| | | 事務手続き記録 | 実施後速やかに |
| | | 関係機関協議結果 | 実施後速やかに |
| | | 年報 | 各事業年度終了後10日以内 |
| ③ | その他四国地方整備局が必要と認める書類 | | 随時 |

② 随時モニタリング

四国地方整備局は、職員、道路利用者、近隣住民及び管轄国道事務所より維持管理工事等を受注している工事業者等から維持管理の状況について疑義の申出を受けた場合は事業者へ状況を確認し、必要に応じて事業者から報告を求めることができる。その他四国地方整備局が必要と認める場合も同様とする。

③ 実地における確認

四国地方整備局は、必要に応じて、実地による確認を行うことができる。事業者は、四国地方整備局が行う実地による確認に必要な協力を行うものとする。

2. 改善要求措置等

(1) 改善勧告等

① 改善勧告

四国地方整備局は業績等を監視した結果、事業者の業務不履行と判断した場合は、事

業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

② 改善・復旧計画書の作成及び確認

事業者は、改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、四国地方整備局に提出する。

ただし、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合には、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処理をとるものとし、これを四国地方整備局に報告する。

四国地方整備局は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状況の改善・復旧ができる内容であることを確認する。なお、四国地方整備局は、業務不履行の状況が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は、改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合は、第4.2.(2)①の再改善勧告等の手続きに移行する。

③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、四国地方整備局に報告する。

四国地方整備局は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、第4.2.(2)①の再改善勧告の手続きに移行する。

(2) 再改善勧告等

① 再改善勧告

四国地方整備局は、前記第4.2.(1)の改善勧告等の手続きによっても改善・復旧が確認できない場合は、事業者に対して再改善勧告を行う。

② 改善・復旧計画書の作成及び確認

事業者は、再改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、四国地方整備局に提出する。当該改善・復旧計画書においては、業務不履行未改善の原因を明記しなければならない。

四国地方整備局は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合、改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合、又は提出された改善・復旧計画書の内容がその変更を求めても改善・復旧することが明らかに不可能であると

認められる場合には、事業者との協議によって、業務不履行となった業務を受託又は請け負っている構成員若しくは協力企業を、他の構成員若しくは協力企業に変更することを求めることができる。

③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、四国地方整備局に報告する。

四国地方整備局は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記第4. 2. (2) ①の再改善勧告の手続きに移行する。

(3) 減額措置

四国地方整備局は、事業者の業務不履行があった場合、事業者の債務不履行と判断して、上記の改善勧告等の手続きと併行して、事業費の減額の措置をとる。詳細は第7. を参照のこと。

(4) 契約解除

四国地方整備局は、前記第4. 2. (1) から(3) の手続きを繰り返しても業務不履行の状態の改善・復旧が明らかに困難であると認められた場合、事業者の債務不履行と判断して、本契約の解除を行うことができる。

第5. 事業終了時における業績等の監視及び改善要求措置等

1. 業績等の監視方法

(1) 監視項目及び判断基準

四国地方整備局は、事業期間の終了時において、維持管理対象施設の性能の要求水準に対する達成状況を確認する。

監視項目及び判断基準は、原則として要求水準による。

(2) 確認方法

四国地方整備局は事前に通知を行い、事業終了時の2年程度前に、書類による確認と実地における確認を行う。

① 書類による確認

事業者は、次表の提出書類を、それぞれの提出時期までに四国地方整備局に提出する。

表3 提出する書類及び時期（事業終了時）

| | 提出書類 | 提出時期 |
|---|---------------------|-----------------|
| ① | 工事完成図書 | 事業終了時の2年前、事業終了時 |
| ② | 管理台帳 | 事業終了時の2年前、事業終了時 |
| ③ | 点検・補修記録 | 事業終了時の2年前、事業終了時 |
| ④ | 事務手続き記録 | 事業終了時の2年前、事業終了時 |
| ⑤ | 関係機関協議結果の記録 | 事業終了時の2年前、事業終了時 |
| ⑥ | 事業終了後までの点検・補修計画 | 事業終了時の2年前 |
| ⑦ | その他四国地方整備局が必要と認める書類 | 随時 |

※提出済みの書類について、提出後に変更した場合は変更後の書類のみを提出すること。

② 実地における確認

上記①の書類の内容が事実であるかどうかを実地において確認する。事業者は、四国地方整備局の実地における確認に必要な協力を行う。

2. 改善要求措置等

(1) 改善勧告等

① 改善勧告

四国地方整備局は業績等を監視した結果、要求水準を達成していないと判断した場合は、事業者に対して直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

② 改善・復旧計画書の作成及び確認

事業者は、改善勧告に基づき、改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を

作成し、四国地方整備局に提出する。

四国地方整備局は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、要求水準を達成していない状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、四国地方整備局に報告する。

四国地方整備局は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前述第5. 2. (1) ①の改善勧告の手続きに戻る。

(2) 契約の解除

四国地方整備局は、事業終了時までに改善が確認されない場合、事業者の債務不履行と判断して、本件事業契約に定めるところに従い、事業期間終了前に本契約の解除を行うことができる。

第6. 業務不履行発生後の対処方法

1. 基本的な考え方

事業者は、業務不履行の発生が確認され、直ちに改善・復旧するよう四国地方整備局から改善の通告を受けた場合には、直ちにかつ誠意をもって、改善・復旧計画書を四国地方整備局に提出し、その承認を得て、業務不履行の状態の改善・復旧行為の実施にあたる。

その際には、先に示した所定の手続きに従い、計画的に実施する。

ただし、発生した事象の内容により、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合には、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、これを四国地方整備局に報告する。

2. 対処方法

事業者は、直ちに業務不履行の状態の改善・復旧を行うよう四国地方整備局から改善の通告を受けた場合には、直ちに改善・復旧計画書を作成し、四国地方整備局に提出し、その承諾を得る。

(1) 記載内容

- ・業務不履行の内容
- ・業務不履行の場所
- ・業務不履行の原因
- ・改善・復旧の方法
- ・改善・復旧の期限
- ・改善・復旧の責任者

(2) 再提出

四国地方整備局は、改善・復旧計画書の記載内容に不備がある場合、又は記載内容が妥当でないと判断した場合には、再提出を求めることがある。四国地方整備局は、改善・復旧計画書の再提出を求める場合には、再提出が必要と判断した理由を事業者に提示する。再提出の場合は、四国地方整備局が提示した理由に対する対処方策を付記し、改めて改善・復旧計画を作成し、四国地方整備局に提出し、その承諾を得る。

(3) 再勧告の場合の改善・復旧計画書

- ・業務不履行の内容
- ・業務不履行の場所
- ・業務不履行未改善の原因
- ・改善・復旧の方法
- ・改善・復旧の期限
- ・改善・復旧の責任者

第7. 業務不履行に伴う減額措置

1. 提案等の要求水準の未達成による減額等

提案等（「要求水準書」（入札説明書 添付2）記載事項を含む。）が達成できず、修補が困難であることが明らかになった場合、四国地方整備局は、「事業費の算定及び支払い方法」（入札説明書 添付6）に基づき提出されている当該時点の事業費内訳書等に基づき、当該部分に係る事業費の減額及び違約金の請求を行う。

（1）整備業務に係る提案等要求水準の未達成による減額等

整備業務に係る提案等が、改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもなお達成されないことが明らかになった場合は、当該時点の事業費内訳表等に基づき、当該部分に係る施設整備費相当額の減額及び事業契約書に定めるところによる違約金の請求を行うことができるものとする。加えて、施設整備費のうち「引渡日までの事業者の運営費（人件費、事務費等）」からも、事象ごとに当該「引渡日までの事業者の運営費（人件費、事務費等）」の1%相当額を減額する。

なお、当該内容に係る維持管理費相当額又はその他の費用相当額もあわせて減額等を行うことができるものとする。

（2）維持管理業務に係る提案等の要求水準の未達成による減額等

維持管理業務に係る提案等が、維持管理業務の開始前に達成されないことが明らかになりその修補を行うことが極めて困難である場合又は維持管理業務の開始後に改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもなお達成されないことが明らかになりその修補を行うことが極めて困難である場合は、当該時点の事業費内訳表に基づき、当該内容に係る維持管理費相当額の減額を行い、さらに事業契約書に定めるところによる違約金の請求を行うことができるものとする。ただし、維持管理業務の開始後の場合は、当該未達成による次の第7. 2. に定める減額措置を免除することができるものとする。

2. 維持管理業務に係る減額等

（1）減額算定

① 改善勧告の手続きを行った場合

業務不履行を確認した日の属する期の支払予定の維持管理費（以下「当期維持管理費」という。）の10%相当額を減額する。

② 再改善勧告の手続きを行った場合

前記第7. 2. （1）①の減額に加えて、当期維持管理費の10%相当額を減額する。

③ 維持管理費の支払留保

上記の減額に加えて、業務不履行の日から改善・復旧を確認した日までの間（以下「業

務不履行期間」という。) 、当該業務不履行部分に係る維持管理費相当額及び当該業務不履行部分に関連して不完全履行又は履行不能となる業務部分に係る維持管理費相当額を支払わない。

(2) 減額値と支払額算定の関係

当期の減額の合計値が当期当該業務維持管理費を超えた場合には、当期当該業務維持管理費以外の維持管理費から減額する。

加えて、業務不履行が継続している場合には、その他の費用からの減額及び施設整備費の支払の留保を行う。年後末には留保している施設整備費を支払うものとするが、留保期間は翌期の支払期間に持ち越す。

3. 減額以外の損害賠償

四国地方整備局は、上記第7. 1. 又は第7. 2. による減額とは別に、業務不履行に伴う損害賠償を事業者に請求することができる。